

高知市文化プラザスプリンクラー設備アラーム弁更新工事

図面目次

機械設備

図面番号	図面名称	縮尺
M-01	特記仕様書(1)	NOSCALE
M-02	特記仕様書(2)	NOSCALE
M-03	配置図・工事概要・附近見取図	1：800
M-04	消火設備系統図	NOSCALE
M-05	地下3階平面図（撤去・更新）	1：200
M-06	地下2階平面図（撤去・更新）	1：200
M-07	地下1階平面図（撤去・更新）	1：200
M-08	地上1階平面図（撤去・更新）	1：200
M-09	地上2階平面図（撤去・更新）	1：200
M-10	地上3階平面図（撤去・更新）	1：200
M-11	地上4階平面図（撤去・更新）	1：200
M-12	地上5階平面図（撤去・更新）	1：200
M-13	地上6階平面図（撤去・更新）	1：200
M-14	地上7階平面図（撤去・更新）	1：200
M-15	地上8階平面図（撤去・更新）	1：200
M-16	地上9階平面図（撤去・更新）	1：200
M-17	地上10階～屋上平面図（撤去・更新）	1：200

高知市文化プラザスプリンクラ―設備アラーム弁更新工事

特記仕様書

I 工 事 概 要

1. 工事場所
2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく 延べ面積 主要用途	消防法施行令 別表第一	都市計画法に基づく 用途地域	備考
高知市文化プラザ	地下・ホール(SRC造)	地下3階 地上11階	35,886.86㎡			
	2階より上部(S造)					

3. 工事種目
文化プラザ
スプリンクラ―設備
撤去工事
発生材処理

一式
一式
一式

4. 関連工事等

・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 衛生設備工事 ・ 空調設備工事 ・ 機載工事 ・ 外構工事 ・ 解体工事

5. 概成工期

・ 完成期限の()日前 (令和 年 月 日)

6. 部分使用(工事請負契約書第3４条第1項)

II 設 備 工 事 仕 様

1. 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4) 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。
5) 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

2. 適用基準等

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の以下による。
※ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版
※ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版
※ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版
※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版
給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。

3. 「週休２日制モデル工事」の実施について

・発注者指定型 ○受注者希望型
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする
「週休２日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休２日制モデル工事」
実施要領（営繕工事編）による。
(https://www.city.koohi.koohi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)
・対象外（理由： ）

項 目	特 記 事 項
-----	---------

一般共通事項

① 官公署その他への手続き

工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。
手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。(1.1.3) [1.1.3]
・ 給水装置新設分担金

② 工事実績情報サービス(COIRS)への登録
(請負金額５００万円以上)
(受注、変更、完成時)

登録の手続きについては、（一財）日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」による。(1.1.4) [1.1.4]

③ 書類の書式等

工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。
施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。(1.1.5) [1.1.5]

4 総合工程表

原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。(1.2.1) [1.2.1]

5 総合図

工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承認を受ける。(1.2.3) [1.2.3]

⑥ 施工図等の取扱い

施工図等の内、監督職員の承認を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。
施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。(1.2.3) [1.2.3]

⑦ 工事日誌

週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。(1.2.4) [1.2.4]
また、半月ごとに出來高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。
電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。

⑧ 工事写真

工事写真はし版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し１部提出する。(A4版合紙)
撮影方法は、国土交通大臣官庁官庁営繕部監修「營繕工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説 工事
写真の撮り方 建築編」による。
デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承認を受けると。なお、実施については、国営建技第
1４号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。

⑨ 下請負者の報告

各下請負者については、下請負契約前に「下請負予定報告書」にて監督職員に報告する。

10 電気保安技術者

適用する(1.3.2) [1.3.2]

⑪ 施工条件

施工日及び施工時間 ※ (1.3.3), [1.3.3] (1)による。
工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ・ 図示
その他の施工条件
・施設を利用しながらの工事となるため、作業時間・内容・大きな騒音又は振動を伴う作業については、施設管理者と協議すること。
・工事に伴う断水について事前に計画を立てること。

⑫ 工事の保険

工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。
保険期間は、工事着工のときから完成期限より２４日後以降までの期間とする。

⑬ 契約保証

※ 金融的保証方式

⑭ 前払金支出割合区分補正

・有 ○無

15 交通誘導警備員

交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第1１7号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等其他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。

項 目

特 記 事 項

16 統括安全衛生管理義務者の指名

⑰ 発生材の処理

18 再生資源利用（促進）

⑱ 石綿含有材の事前調査

20 化学物質の室内濃度の測定

⑲ グリーン購入法

⑳ 設備機材等

配置人員の資格

・ 1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級又は2級）を配置する工事。
※ 交通誘導に関し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

資 格	資 格 要 件	配置人数
1．2級交通誘導警備 検定合格者 (交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実地試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認めたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	人
交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等 (交通誘導警備員B)	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上であるもの	人

なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。
また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。

労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。(1.3.5) [1.3.5]

産業廃棄物の選搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。
産業廃棄物の選搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。
自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。（積替・保管についても同様とする。）
産業廃棄物の収束、選搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。
また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。
廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を終了しなければならない。
また、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）により適正に中間処理業者に入搬されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出しなければならない。
ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合には、工区内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。
この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に入搬されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出しなければならない。
なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。
・引き渡しを要するもの ()
・現場再利用を図るもの ()
※ 再生資源化を図るもの (※ コンクリート ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※ 木材 ※ アスファルトコンクリート)
※ 有価物処理を図るもの (※ 金属)
有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。
・特別管理産業廃棄物の処理方法 (※ PCB使用機器)
PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。
・フロン類の回収・破壊を図るもの (※ 業務用エアコンディショナー ・ 冷蔵庫冷凍機器)
フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。
・特殊な建設副産物 (※ 六ふっ化硫黄ガス ・ イオン化式センサー)
開閉器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは製造業者から回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。
イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。

<せっこうボードの処理方法>
ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理
※ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 製造業者に処分を委託
石綿含有及びひ素・カドミウム含有せっこうボード以外のせっこうボードの処理
・ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 再資源化施設で再資源化 (1.3.9) [5.1.1]

再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBIRIS)により作成し、提出は以下による。
a) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ(http://www.recoyle.jaic.or.jp)より、利用申請を行う事ができる。
b) 建設資材の利用量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。
c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。
d) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場揭示様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。
e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成后5年間保存する。

事前調査範囲 ※ 改修範囲 (<6.1.3>)
貸与資料 ※ 有 ・ 既存の設計図書
分析調査 ※ 書面調査及び現場での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 (<6.1.3>)
・ 行う (調査材料使用部位 調査材料名 検体数)
分析方法 ※定性分析
定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。

※ 別契約の受注者にて実施
温度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。
・本工事にて実施
化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける通報等の資料を監督職員に提出すること。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。
測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。
測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内温度指針値及び標準的測定方法について」による。
測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン
※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン
測定箇所 () 箇所 測定時期 ※完成前 ・ 着手前
測定対象室 () (1

① 概説その他

※ 配管表記
a) 機械室・ピット・P S 内・天井点検口・配管分岐場所には必ず表記する。
b) 表記内容は、流体・サイズ・系統名とし、場所・向き・文字サイズ等事前協議決定後に施工する。
c) 配管の識別は、原則として J I S Z 9 1 0 2 によるものとし、識別方法・色合いは監督職員の指示による。
※ 機器表記（該当する主要機器は事前に確認する。）
a) 設計記号の付いている主要機器には、カッティングシート等にて表記（管理番号・室名・設置年月等）を行う。
b) パッケージエアコン等の空調機は、室内機だけでなく室外機にも表記を行う。
c) 水中に設置する各種主要機器類は銘板（製造社名・設置年月・型番・性能等）を塗付近にも設ける。
※ 弁には、開閉等を記入したアクリル札を取付け、風で飛んだり騒音を立てないように入固するか、表示方法を協議する。
※ 埋設弁ボックスには、内部に系統名・管サイズ・設置年月を書いたアクリル札を入れる。
※ 埋設弁ボックスの蓋は、流体の行き先側に蓋の付根を向ける。
※ 排水以外の屋外埋設管には、曲がり・分岐部・その他埋設管の位置が確認できるように地中埋設標を設ける。
※ 排水以外の屋外埋設管の埋戻し時には、G L－1 5 0 mm 程度に埋設表示用アルミテープを埋設する。

② 総合調整

本工事に該当する工事種目に応じて、下記項目の総合調整を行い、計画書及び報告書を監督職員に提出する。
a) 風量調整
b) 水量・水圧調整
c) 室内外空気の温度度の測定
d) 騒音の測定
e) 室内気流及びじんあいの測定
f) 飲料水の水質の測定
なお、季節により運転条件が異なる、使用開始から定常状態に入るまでに時間を要する等の理由により、工期内の測定完了が不可能な調整項目の対応については、監督職員との協議による。

③ 配管材料

配管の種類						
工種	場所	屋内露出	天井 P S 内	床下暗渠内	屋外露出	屋外埋設
給 水						
排水・通気						
給 湯						
消 火						
ガ ス						
冷 媒						
機器ドレン						
冷 温 水						
冷 却 水						

(1) 配管用炭素鋼鋼管 (SGP黒管:JIS G 3452)
(2) 配管用炭素鋼鋼管 (SGP白管:JIS G 3452)
(3) 水道用硬質塩化ビニル(リン)鋼管 (SGP-VB:JWWA K 116)
(4) 水道用硬質塩化ビニル(リン)鋼管 (SGP-VD:JWWA K 116)
(5) 水道用硬質塩化ビニル(リン)鋼管 (SGP-VB:JWWA K 116)
(6) 水道用硬質塩化ビニル(リン)鋼管 (SGP-VB:JWWA K 116)
(7) 排水用硬質塩化ビニル(リン)鋼管 (D-VA:WSP 042)
(8) 配管用ステンレス鋼鋼管 (SUS 304 TP-A:JIS G 3459)
(9) 一般配管用ステンレス鋼鋼管 (SUS 304 TPD:JIS G 3448)
(10) 断熱材被覆鋼管 (JCDA 0009)
(11) 水道用炭素鋼鋼管 (JIS K 6787)
(12) 水道用炭素鋼鋼管 (JIS K 6787)
(13) 耐火二層管(内管VP)
(14) 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP:JIS K 6742)
(15) 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP-VU:JIS K 6741)
(16) 耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP:JIS K 6742)
(17) 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 (HT:JIS K 6776)
(18) 水道配用水用ポリ塩化ビニル管 (JWWA K 144)
(19) 消防用ポリ塩化ビニル管
(20) ガス用硬質塩化ビニル管被覆鋼管
(21) ガス用ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6774)
(22) 硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741)
(23) 保温材付空調用ドレン管 (JIS G 8430準拠・JIS K 6741)

設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。

④ 配管付属品

弁の使用区分				
系統名	弁名称	寸法区分	規格	耐 圧
給 水	ボール弁	5 0 A 以下	青銅・管端防食	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K
	バタフライ弁	6 5 A 以上	ライニング	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K
給 湯	ボール弁	5 0 A 以下	青銅・管端防食	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K
	バタフライ弁	6 5 A 以上	S U S	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K
冷 温 水	玉形弁	5 0 A 以下	青銅・管端防食	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K
冷 却 水	バタフライ弁	6 5 A 以上	ライニング	・ 5 K ※ 1 0 K ・ 1 6 K ・ 2 0 K

設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。

⑤ スリーブ

国土交通省仕様とする。ただし、水密を要する部分は配管用ステンレス鋼鋼管及び水膨張性ゴムリングを用いる。
(2.2.2.2準拠)

⑥ 支持材料

※ 1 階土間コンクリート下部配管は、ステンレス製吊りボルトにてスラブ筋に支持する。
※ 屋外及びピット内配管の支持金物・形鋼振止め金物・吊り金物・インサート金物・アンカーボルトはステンレス製とする。
※ 形鋼振止め支持部材の選定は、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）に準ずるものとし、既製品は使用しない。
※ 冷媒管の吊り用支持受け材として、断熱材被覆鋼管と吊り金物との間に保護プレートを設置する。

⑦ さや管工法

さや管ヘッダー工法で施工する場合、さや管施工後に配管挿入を行い、同時施工としなす。

⑧ 変位吸収配管施工

※ 建築物導入部及びエキスパンションジョイント部は、フレキシブルジョイント等を使用した方法で施工する。
※ 埋設管の屋内外接続部では、地盤沈下等の変位に対して可とう継手、伸縮可とう継手を設ける等の措置を講じる。
設計図面に個別の記載がない場合は、伸縮継手、自在継手を使用してもよい。
※ 埋設管と露出配管の切替部（配管立ち上がり部）に伸縮継手を設ける。
[給水装置工事施工要領準拠] [下水道排水設備指針と解説準拠]

⑨ フランジ接合

※ 屋外及びピット内のフランジ接合材は、ステンレス製とし焼付防止処理を施す。
※ 異種管のフランジ接合は、絶縁スリーブ、絶縁ワッシャー等による絶縁フランジ接合とする。

⑩ 融着接合

ポリエチレン管融着接合作業における技能者は、十分な経験と技能を有するものとする。

⑪ メカニカル継手

※ メカニカル継手は伸縮可とう・離脱防止性能を有し、内外面エポキシ粉体塗装を施したものとする。
※ 改修工事等で鋼管類（ライニング鋼管）を切断して、やむを得ずメカニカル継手を使用する場合には、切断部の防錆処理として、J A W W A K 1 3 5 規格適合品にて処置する。

12 吊り及び支持

※ 原則として下図に従う。詳細は国土交通省仕様による。

横走り管の吊り及び振れ止め最大支持間隔
呼び径
分類
吊り金物による吊り
形鋼振れ止め支持

立て管の固定及び振れ止め箇所
固定
形鋼振れ止め支持

13 埋設管の保護

※ 国土交通省仕様どおりにより吊り配管等を施工しても、他の資材配管等と干渉する場合は振止めを適宜設ける。
※ 屋外等で吊り金物による施工ができない場合には、プラケット等にて配管及び配管付属品を支持し、配管荷重による管の移動を抑える。
※ 契約量水番までの埋設給水管及び埋設ガス管は管の周囲 1 0 0 mm 程度に保護砂を入れる。
※ 契約量水番以降の埋設給水管及び埋設消火管は簡易保温箇で巻く。
※ 排水管は管が移動しないように中心程度まで埋戻す。ただし、土圧及び上載荷重が管きよの耐荷重を超える場合は、遮断用砂で巻立て、外圧に対して管きよを保護する。
管の地中埋設深さは、原則として車両道路では管の上端より 6 0 0 mm 以上、それ以外では 3 0 0 mm 以上とする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。
(2.2.7.2) [2.2.5.2]

14 埋設深さ

管の地中埋設深さは、原則として車両道路では管の上端より 6 0 0 mm 以上、それ以外では 3 0 0 mm 以上とする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。
(2.2.7.2) [2.2.5.2]

15 防食措置

※ 鋼管、給管のコンクリート内配管にはプラスチックテープ1／2重ね1回巻きとする。
※ 地中に埋設する鋼鉄管・鍍鉄異形管・メカニカル継手・特殊継手類にはポリエチレンスリーブ等の被覆を講じること。
[給水装置工事施工要領]

16 保温工事

保温の種類						
工種	場所	屋内露出	機械室・倉庫	天井・P S 内	床下暗渠内	屋外露出
給 水						
排 水						
給 湯						
冷 媒 管						
矩形ダクト						
丸形ダクト						
弁・継手類						

(イ) ロックウール保温材 (ロ) グラスウール保温材 (ハ) ポリスチレンフォーム保温材
(ニ) 簡易保温箇 1 0 mm (ホ) 簡易保温箇 2 0 mm (ヘ) 簡易耐熱保温箇 1 0 mm (ト) 簡易耐熱保温箇 2 0 mm
設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。

17 塗装

亜鉛鍍金面の塗装下地は化学処理（エッチングプライマ）を施す。
(2.3.2.1) [2.3.2.1]

18 はつり工事

既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
(2.4.1.3)

19 非破壊検査

はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査器により探査し、鉄筋、配管類の位置に差し出しを行う。
(2.4.1.1)

20 あと施工アンカー

新設工事においては、原則としてあと施工アンカーは使用しない。
(2.5.1.3)
使用する場合には、工事の着手に先立ち施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとする。

21 パッケージ形空気調和機

機器仕様
a) グリーン購入法調達基準適合品とし、各メーカーの最高効率機種とする。
b) 室外機仕様
・ J R A 耐重塩害仕様 ・ 耐塩害仕様 ・ 防振梁台 ・ 転倒防止金物 ・ 高調波対策仕様
c) 室内機仕様
・ ドレンアップメカ ・ 自動昇降パネル ・ 防振装置 ・ 振止め金物
工事仕様
a) ドレンアップメカにより排水する場合は、機器直近にて鳥居状に配管し、立下り部直上に掃除口を設ける。
b) 配管化粧カバーは、エンドキャップを使用しテープ巻きの範囲を最小限とし、ジャバラ部材は使用しない。
c) 配管化粧カバー・配管ラッキングは室外機の直近まで施す。
d) 室内機及び室外機への電源送りは電気設備工事とし、室外機間の渡り電気配線及び室外機－室内機間の電気配線（アース含む）は配管、配線共本工事とする。渡り配線で、冷媒配管と同じルートを施工する場合は同配管外壁内に納める。

22 ダクト及びダクト付属品

空調ダクト材料
※ 亜鉛鉄板製 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管（V U） ・ ステンレス製
換気ダクト材料
※ 亜鉛鉄板製 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管（V U） ・ ステンレス製
屋外フード
ウェザーカバーはステンレス製・給排気形・水切り付きとし、バンドキャップはステンレス製・深型・水切り付きとする。
原則として、排気用には防鳥網、給気用には防虫網を設ける。

23 合併処理浄化槽

・ 浄化槽の使用開始後概ね3ヶ月間の試運転調整を行う。浄化槽法による「保守点検及び清掃等」のほか下記の事項による。
a) 最低限の点検回数、小型・沈殿分離方式は月に1回、流量調整槽のある場合は2週に1回とする。

24 斜

25 防護施工

26 転倒・落下・傾き防止

27 特定天井への対応

28 耐震施工

29 別途工事

30 支給品

メーカーリスト

打合せ事項

打合せ事項

b) 維持管理を管理業者に引継ぐ場合は、直前に水質検査（B O D・S S・P H・大腸菌・塩素イオン）を行い、そのコピーを管理業者、施設管理者、監督職員に渡し、設計・施工・観望の注意事項を申し送ること。
※ 見えやすい場所に、型式・施工者名・設置年月・処理能力・放流水質を記入した銘板を設置する。
※ コンクリート製の樹（工場製作品）には、仕上がり 5 0 mm 程度に砂利又は砂等で基礎を施す。
※ プラスチック製の樹には、コンクリート製または既設の複合材質による基礎を施す。
※ 舗装面に設置されない樹の蓋は、周囲をモルタル等（厚さ 1 0 0 mm 程度）により保護する。
[下水道排水設備指針と解説準拠]

※ 機器の振動が建物に影響を及ぼすおそれのあるものは、適切な防振措置を施す。
※ 電動機等により振動を生じる機器及び配管の固定部にはダブルナットやストッパーボルト等により緩み・脱落防止措置を施す。ナットは、アイマークにより締付けが確認できるようにし、ナットに対するボルトの余長は 3 山以上を標準とする。
[公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）準拠]
※ 床又は壁に設置の機器で重量が大きく重心位置が比較的高い機器については転倒防止措置を施す。
※ 天吊り機器には振止め用形鋼梁台や斜材を用いる等して落下・傾き防止措置を適切に施す。
※ 天吊り機器と吊り金物との接続箇所毎に防振装置を設ける。
[建築設備検査資格者講習テキスト準拠]

天吊り機器等の施工方法は、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準」に適合すること。

設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針（2 0 1 4 年版）」及び建設大臣官房官庁業務部監修の「官庁施設の総合耐震計画図解（平成 8 年版）」による。
局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性の分類、設備機器の重要度及び設置階により決定する。1 0 0 k g 以上の機器に適用し、それ以下の機器については監督職員と協議する。
給湯設備の転倒防止措置は、建築基準法施行令第 1 2 9 条の 2 の 7 第 2 号及び同令に基づく告示（平成 24 年国土交通省告示第 1 4 4 7 号）の定めによる。
なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

局部震度法による建築設備機器及び水種類の設計用標準水平震度					施設の種類 ・ 特定の施設 ・ 一般の施設 地域係数 1. 0 設計用鉛直地震力 設計水平地震力の 1／2 重要機器 防災機器 火を使用する機器 タンク類 火気設備機器
設置場所	耐震安全性の分類				
	特定の施設		一般の施設		
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	
	耐震クラス	S	A	B	
上階層、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	
	[2.0]	[1.5]	[1.5]	[1.0]	
中間層	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	
	[1.5]	[1.0]	[1.0]	[0.6]	
1 階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	
	[1.5]	[1.0]	[1.0]	[0.6]	

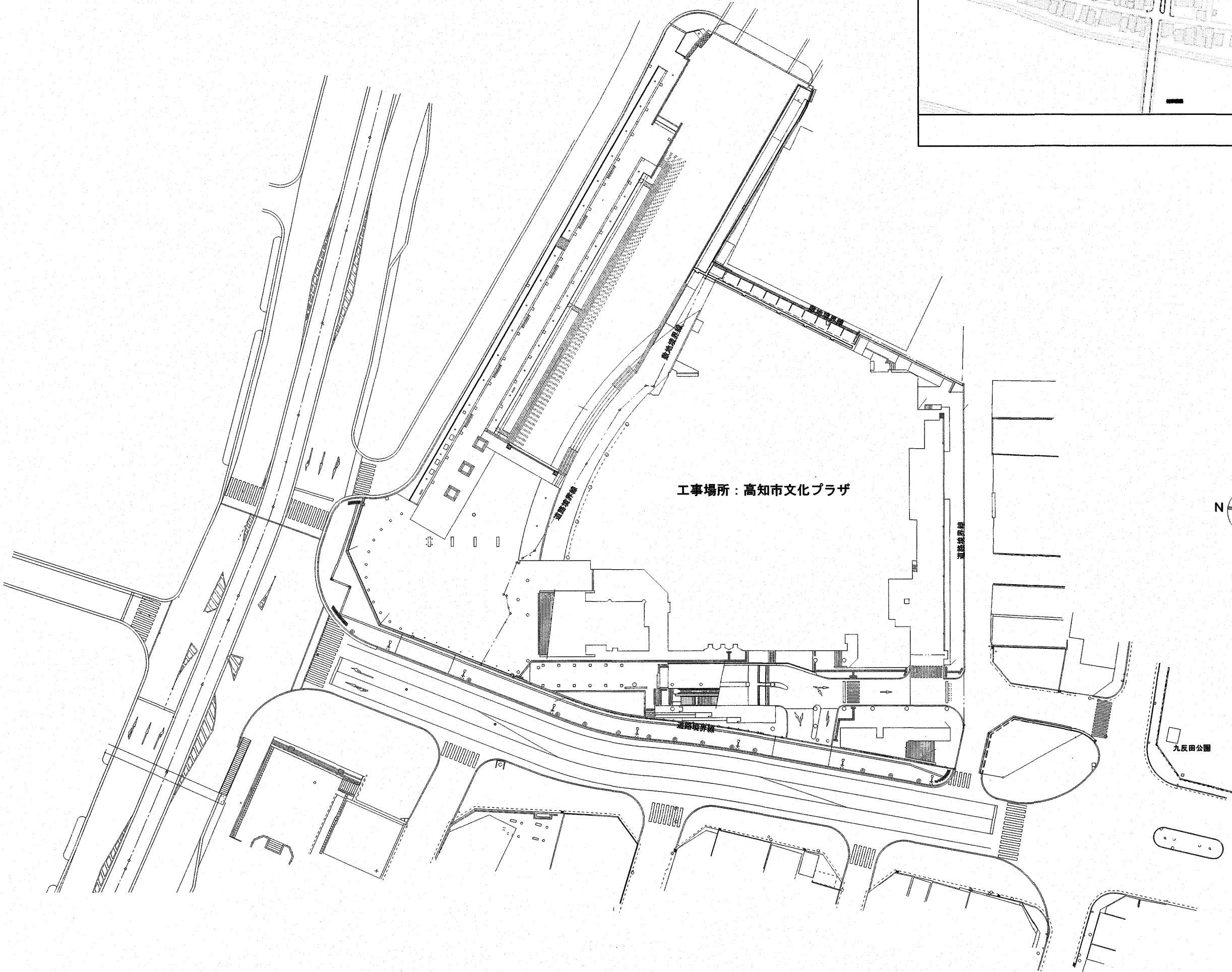
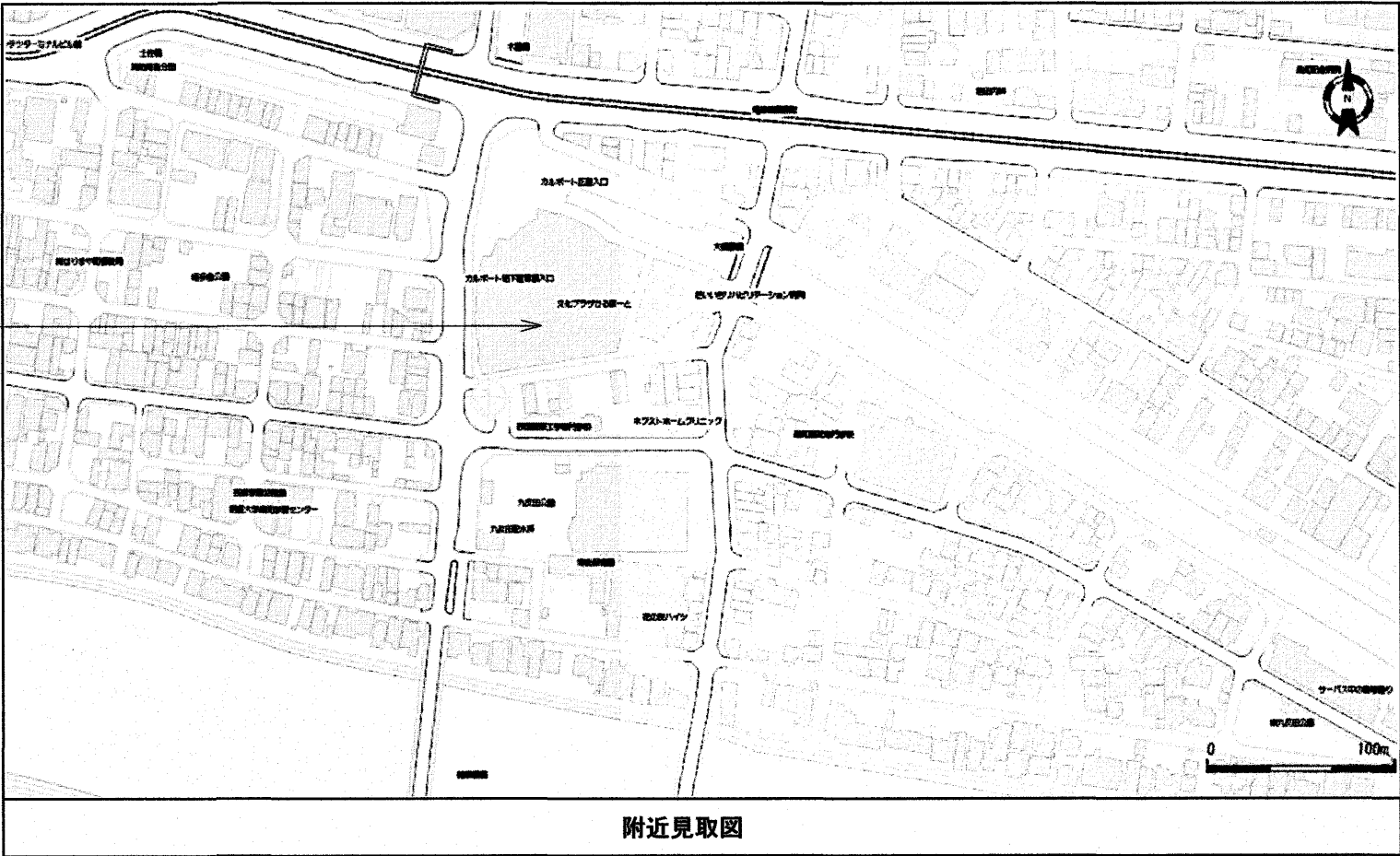
() 内の数値は防振支持の機器の場合、[] 内の数値は水種類の場合に適用する。

・ スリーブ及び納入の補強筋
・ 床点検口
・ 洗面化粧台水栓及び排水金物
・ レンジフードファン
・ 化粧鏡（多機能使用）
・ コンクリート基礎（
・ ガラリ
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・ 天井及び壁開口に対する下地補強
・ キッチン台水栓及び排水金物
・ シャワーユニット水栓及び排水金物
・ シャワーユニット換気扇
・ 化粧鏡（一般使用）
・ 給湯機器及び空調機器のリモコン配線用配管
・ 窓枠アルミパネル
・

工事概要
・ 本工事は、高知市文化プラザの sprinkler 設備として設置されている アラーム弁（計19台）が経年劣化により、動作に支障が生じているため、更新するもの。

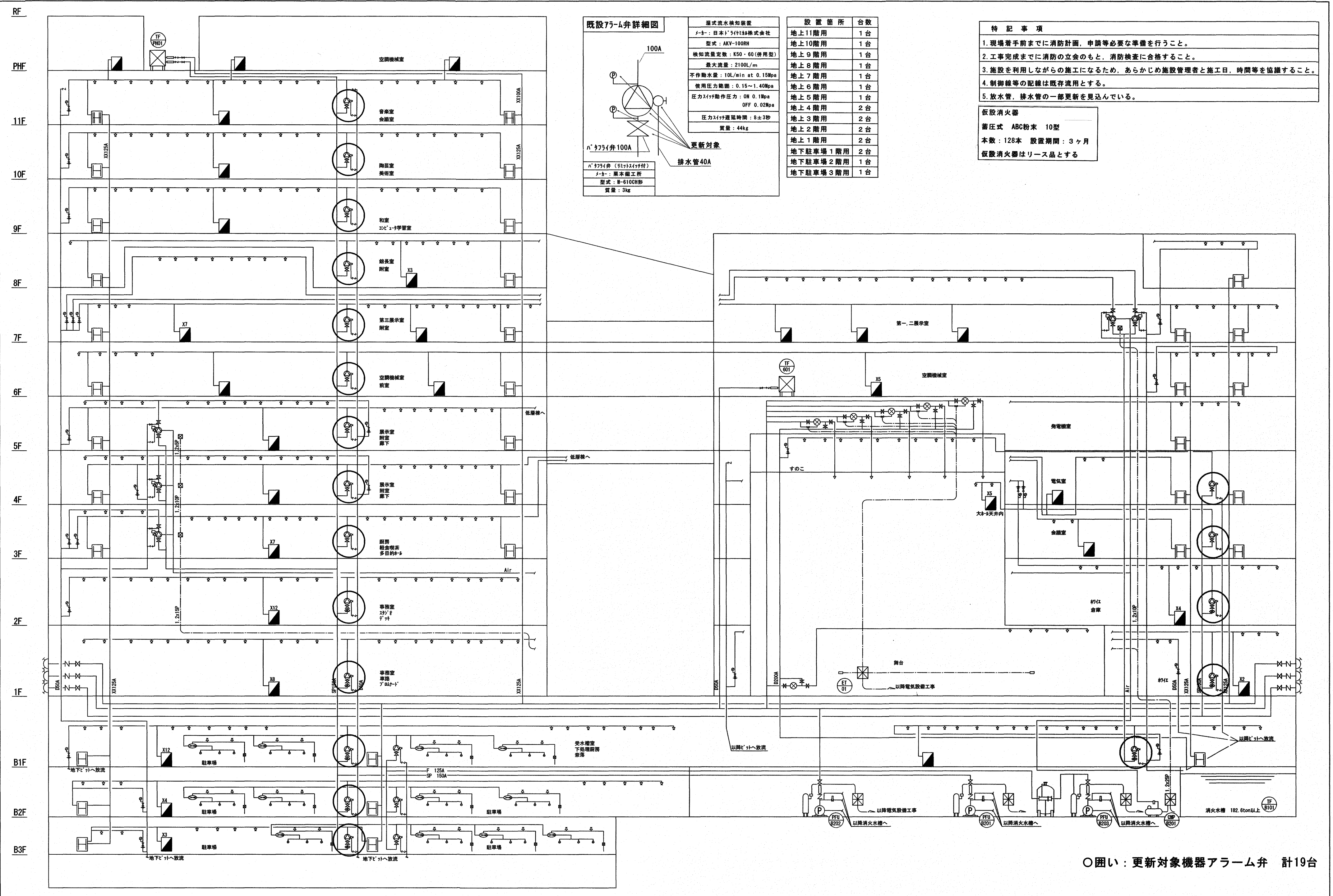
※実質工期 3 ヶ月

工事場所：高知市文化プラザ 住所：高知市九反田 2 番 1 号

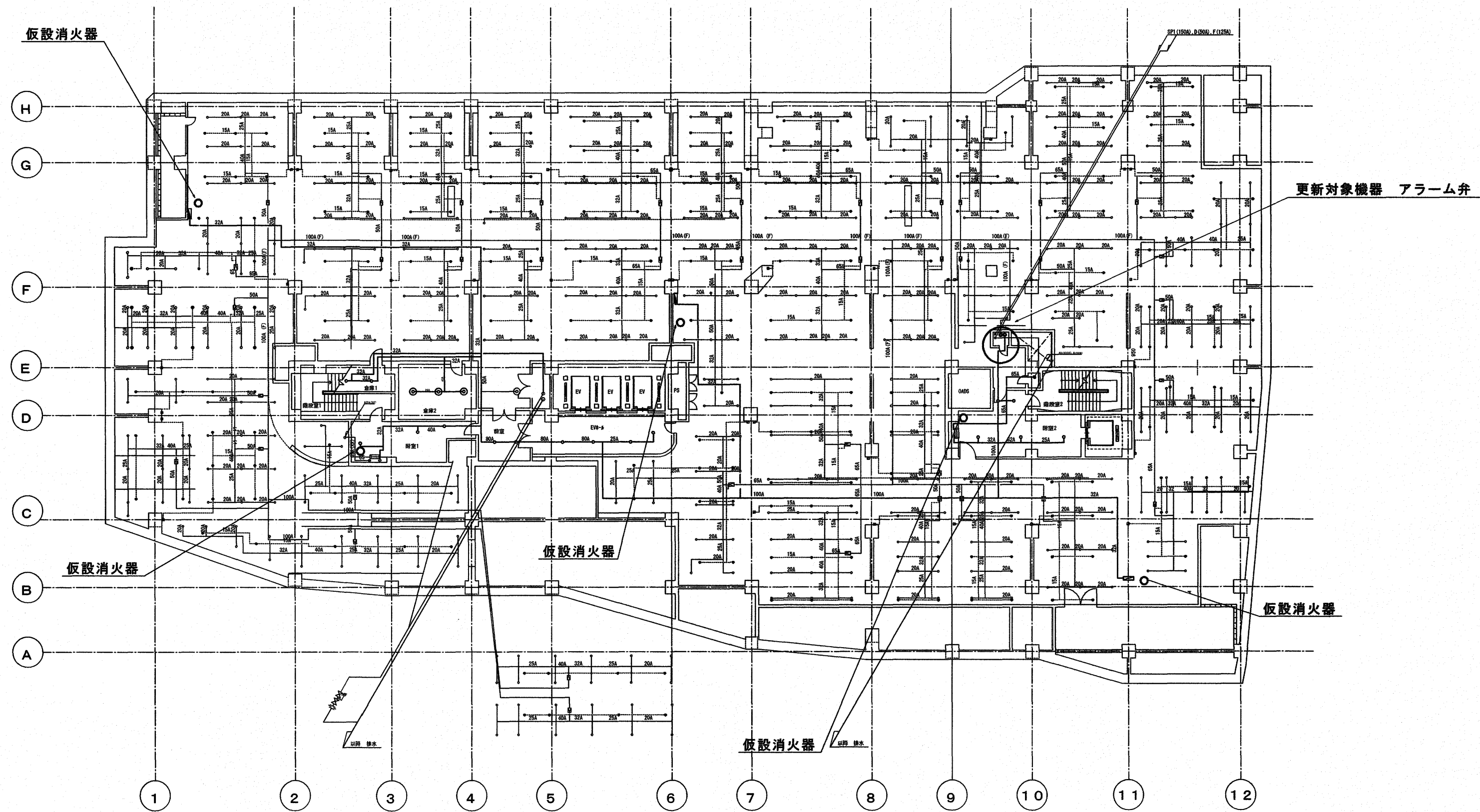


配置図・工事概要・附近見取図 S=1:800

高知市 都市建設部 公共建築課	工 事 名		係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号
	高知市文化プラザ sprinkler 設備アラーム弁更新工事		下元	戸田	中村	松本	M-03
	図 面 名	配置図・工事概要・附近見取図	縮尺	S=1:800	作 図	2025 年 8 月 日	



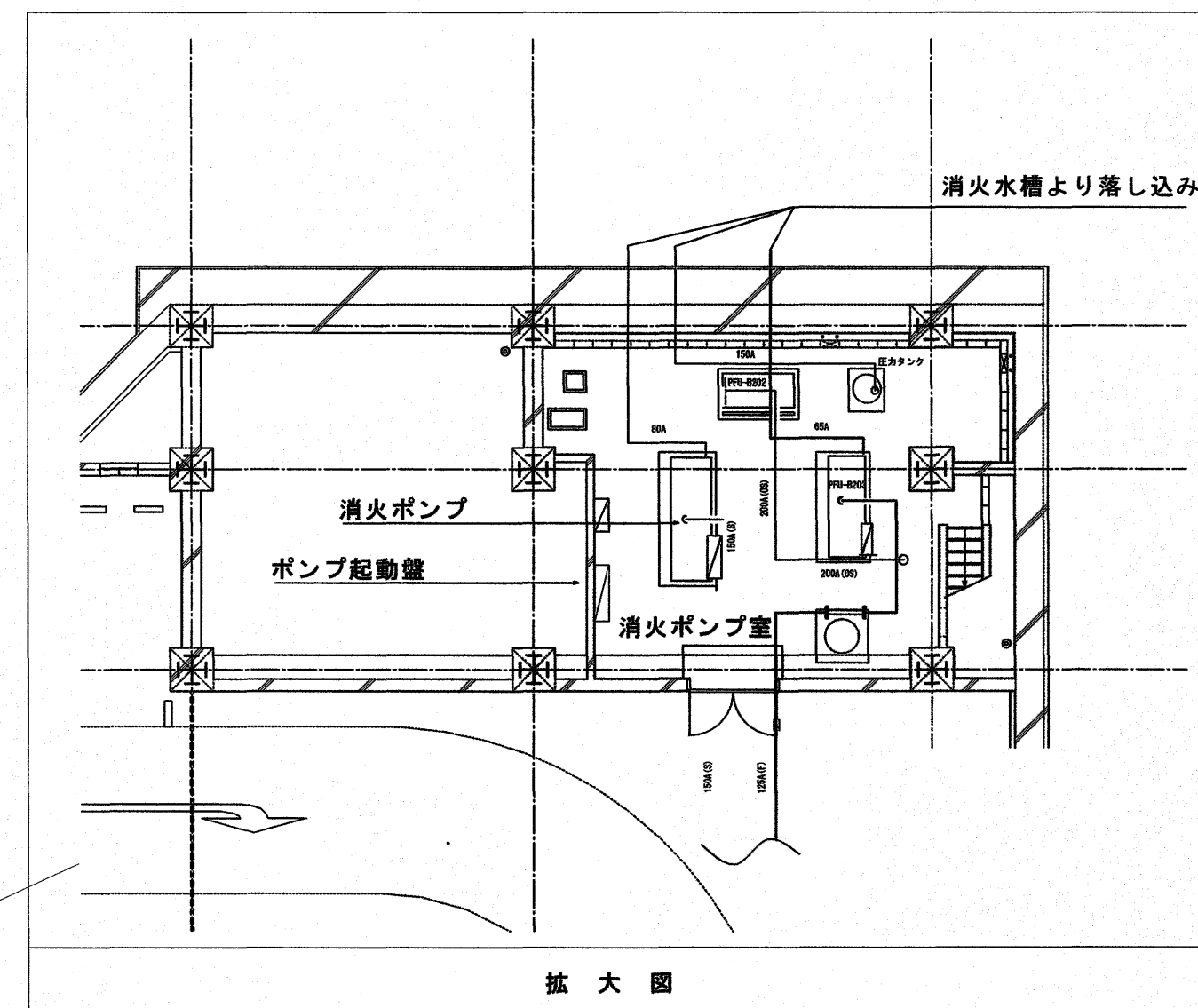
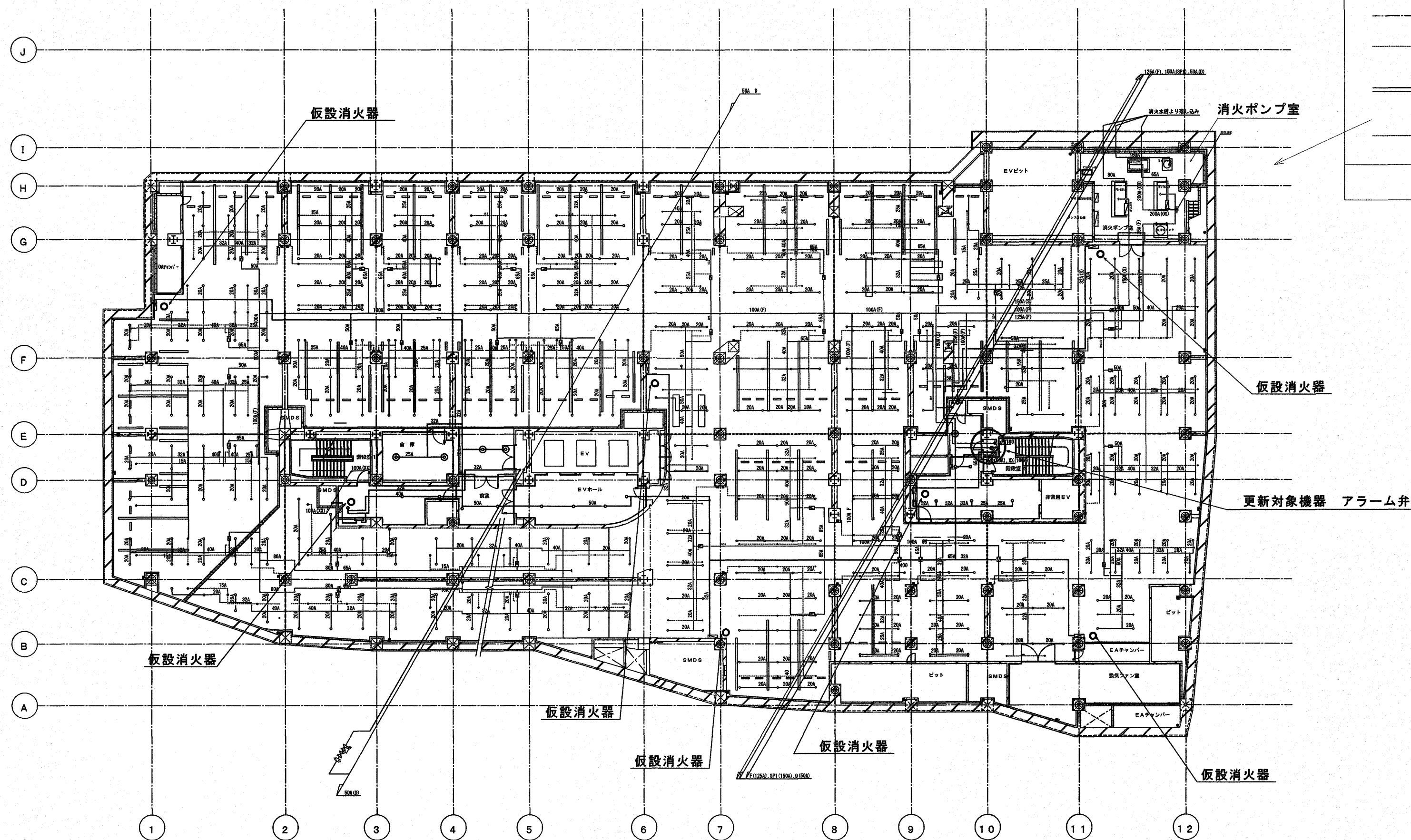
○囲い：更新対象機器アラーム弁 計19台



太線：アラーム弁の交換箇所に関する消火配管を示す
仮設消火器：蓄圧式ABC粉末10型 5台

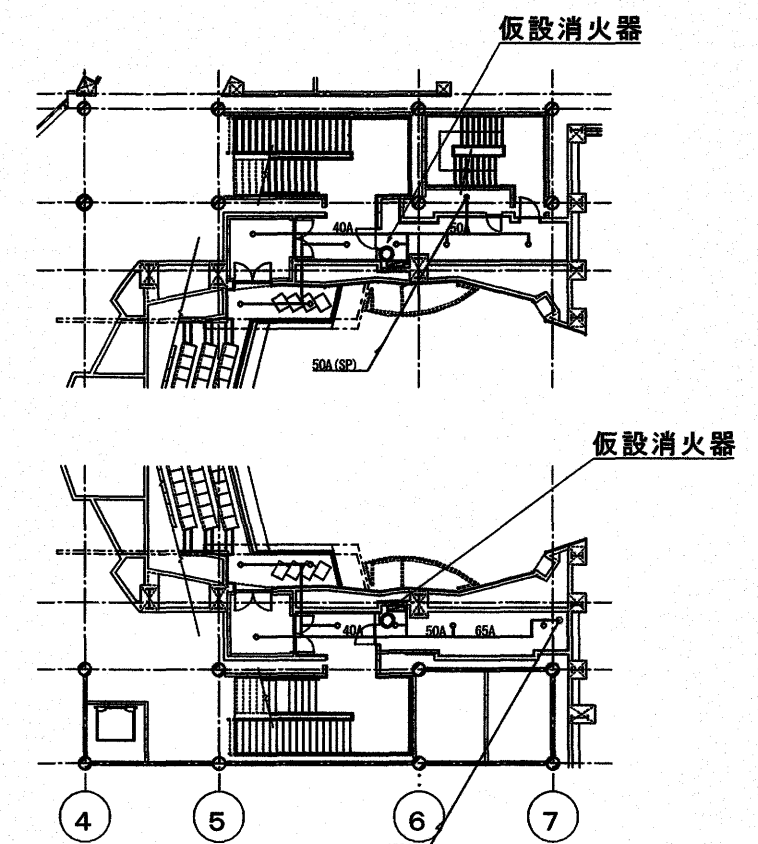
高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名				係	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号
高知市文化プラザスプリンクラー設備アラーム弁更新工事				下元	戸田	中村	松本	M-05
図 面 名	地下3階平面図（撤去・更新）	縮 尺	S=1:200	作 図	2025 年	8 月	日	



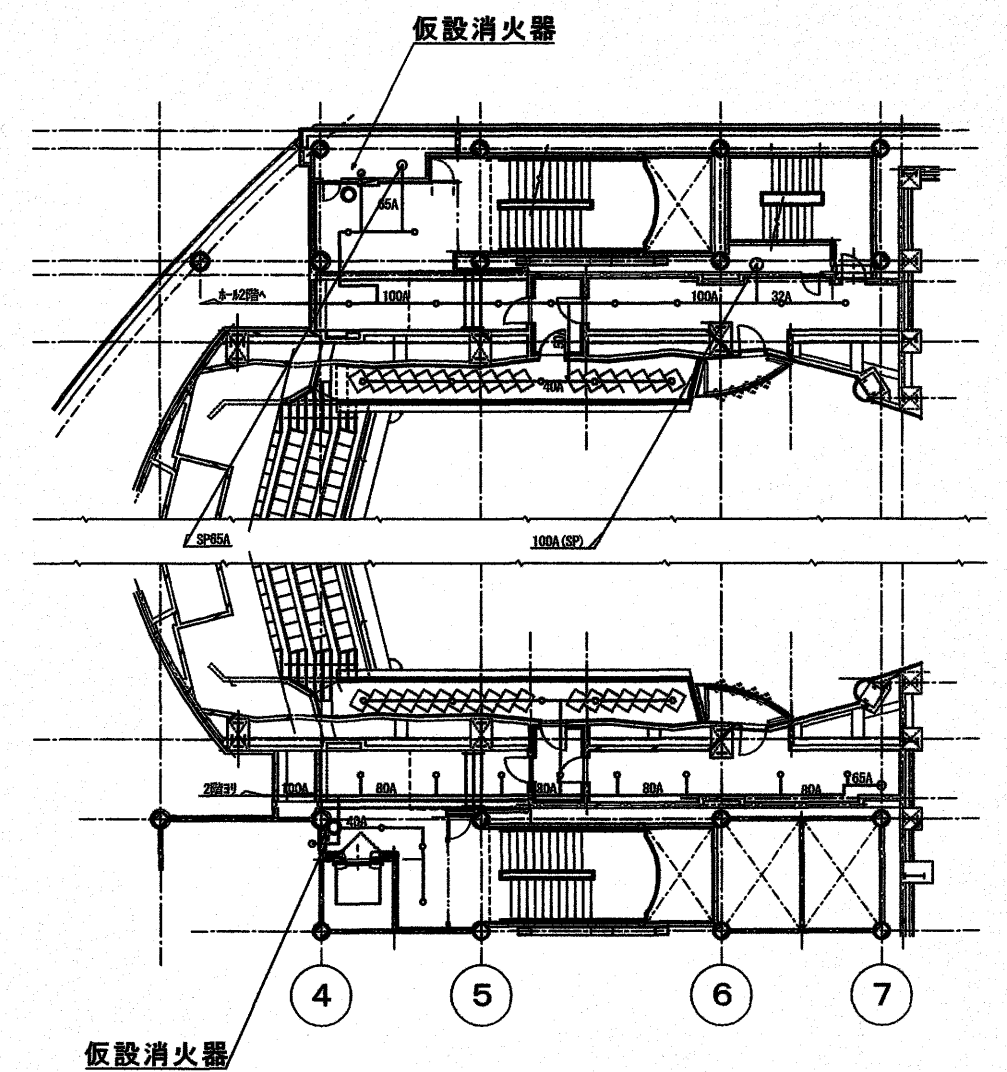
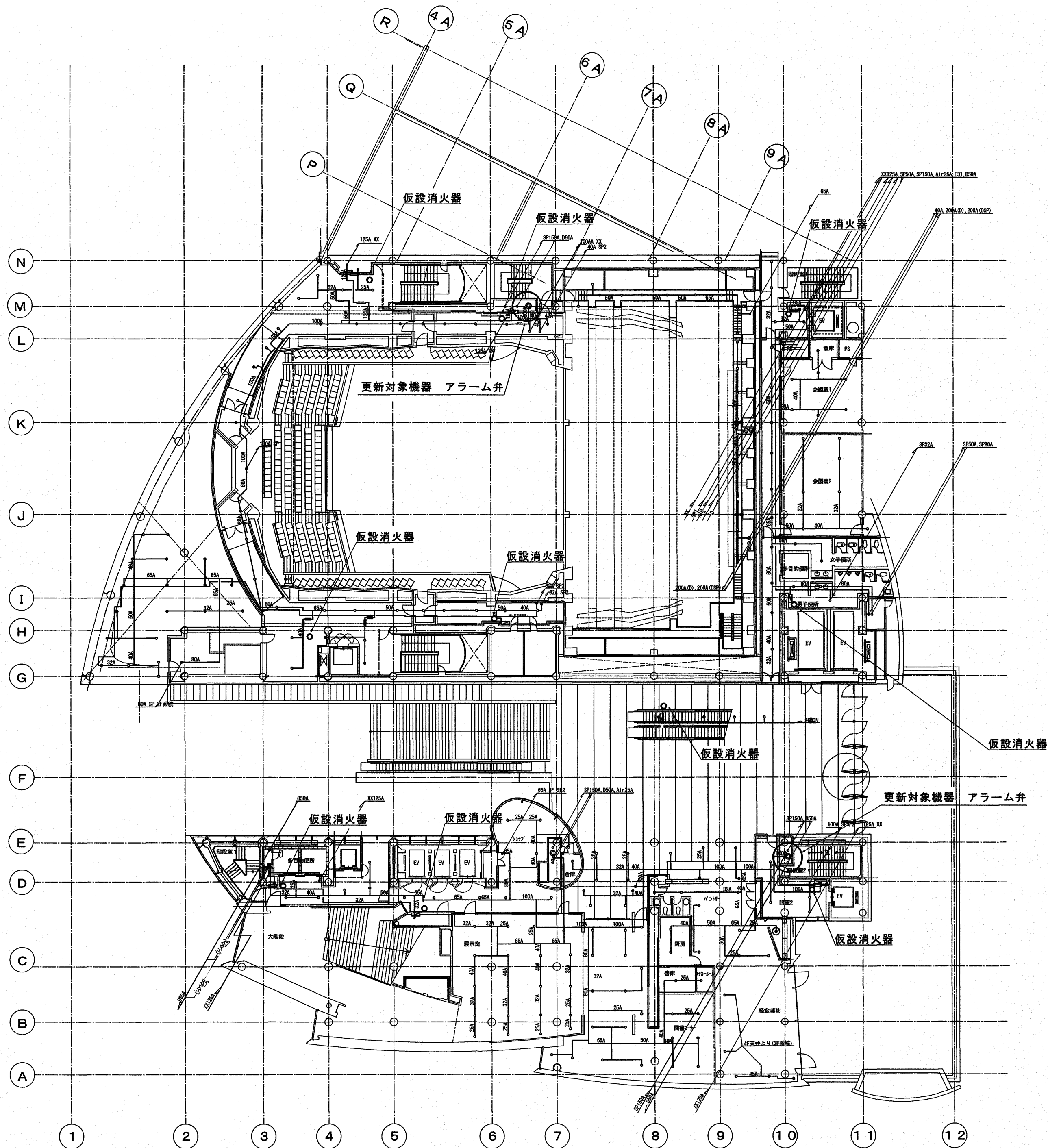
太線：アラーム弁の交換箇所に関する消火配管を示す
 仮設消火器：蓄圧式ABC粉末10型 7台

高知市 都市建設部 公共建築課	工 事 名				係	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号
	高知市文化プラザスプリンクラー設備アラーム弁更新工事				下元	戸田	中村	松本	M-06
	図 面 名	地下2階参考平面図	縮尺	S=1:200	作 図	2025 年	8 月	日	



更新対象機器 アラーム弁

M-09

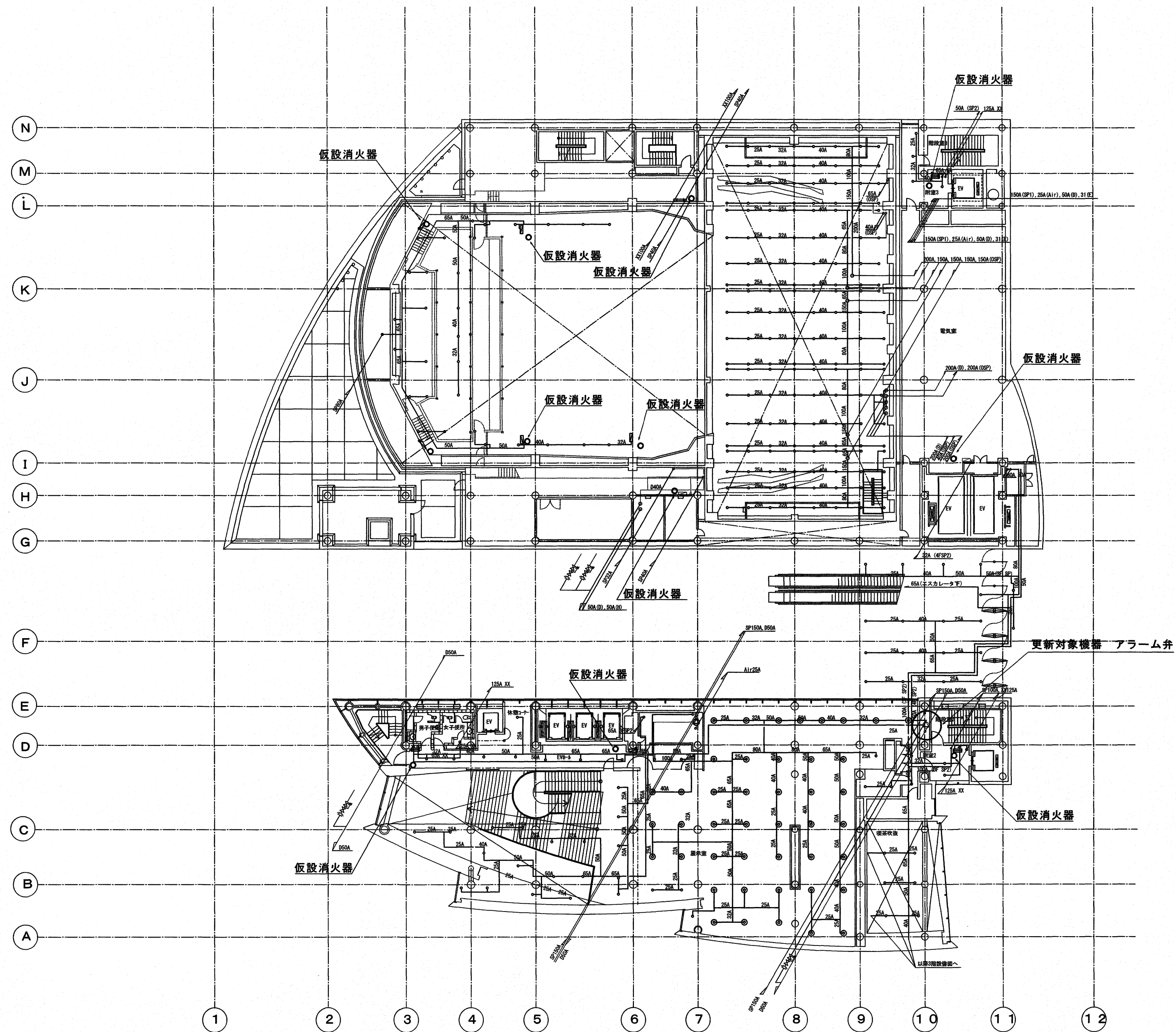


第3階フロア平面図

太線：アラーム弁の交換箇所に関する消火配管を示す
 仮設消火器：蓄圧式ABC粉末10型 12台

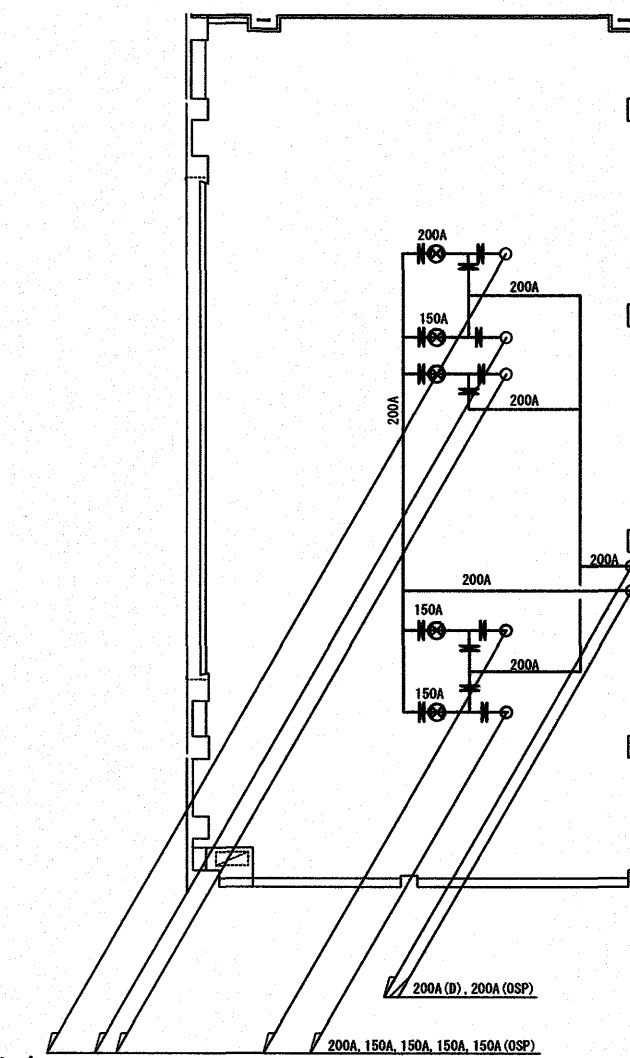
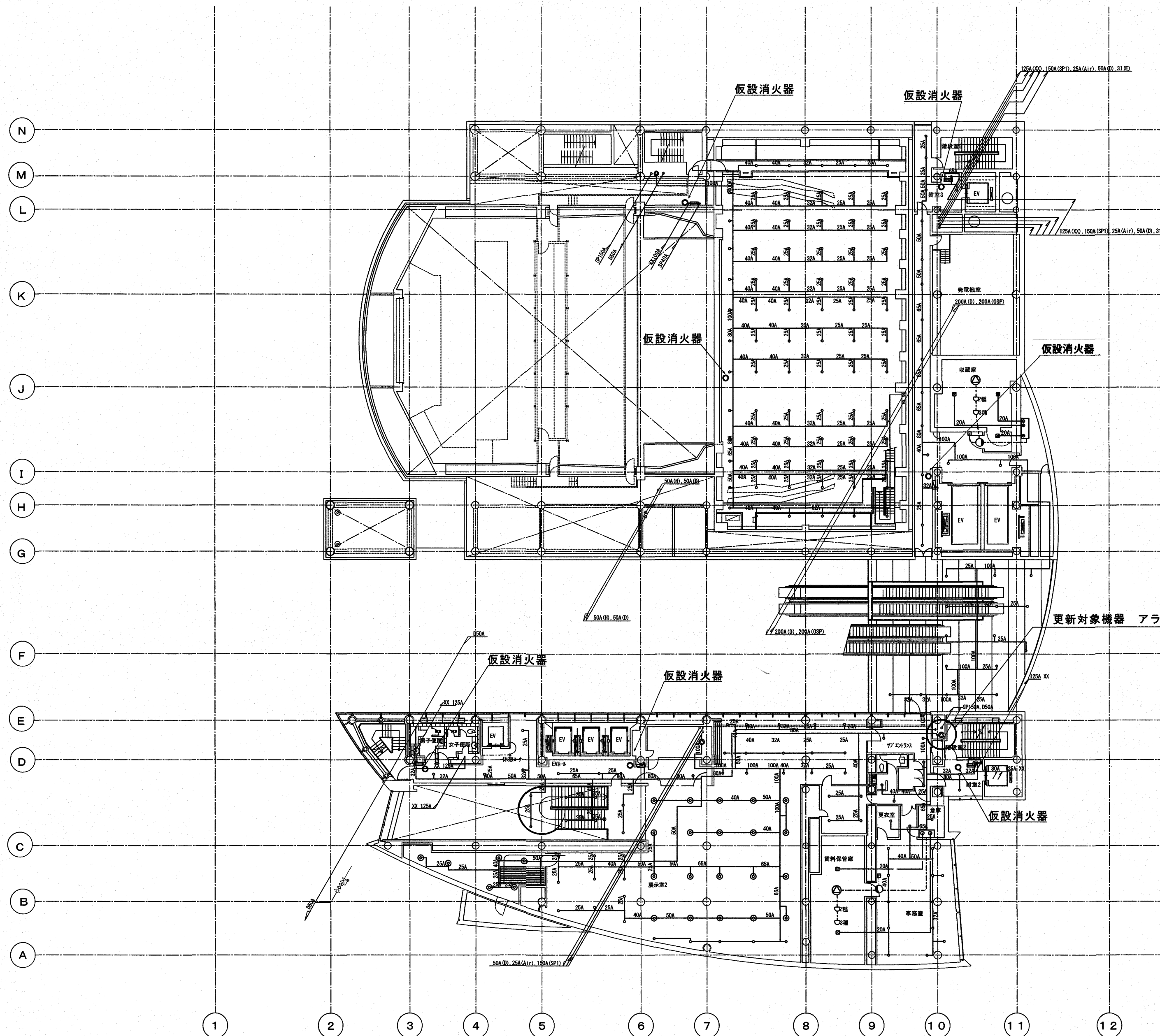
高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名				係	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号
高知市文化プラザスプリンクラー設備アラーム弁更新工事				下元	戸田	中村	松本	M-10
図 面 名	地上3階平面図（撤去・更新）	縮 尺	S=1:200	作 図	2025 年	8 月	日	



太線：アラーム弁の交換箇所に関する消火配管を示す
 仮設消火器：蓄圧式ABC粉末10型 11台

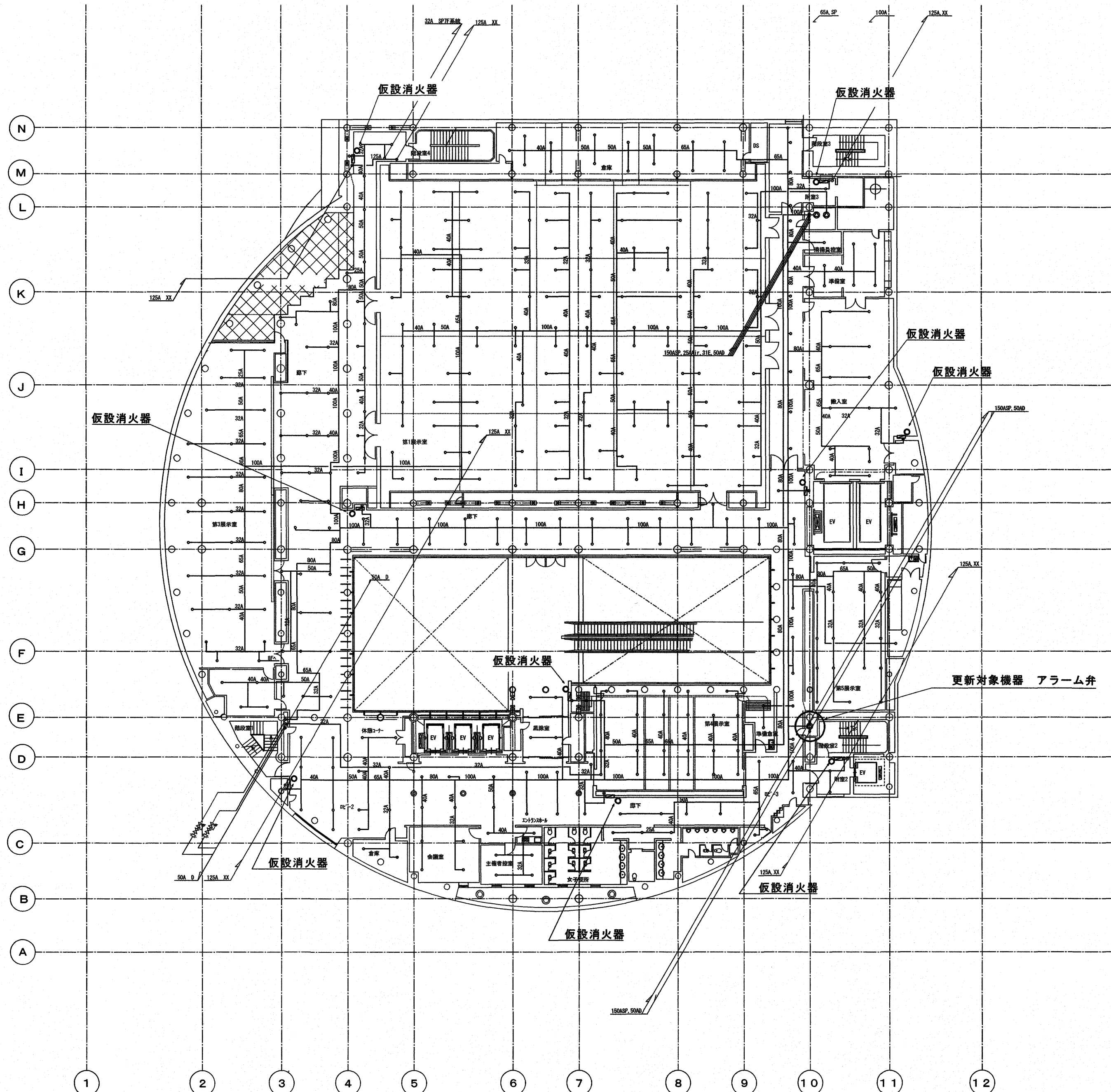
高知市 都市建設部 公共建築課				工 事 名				係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号
				高知市文化プラザスプリンクラー設備アラーム弁更新工事				下元	戸田	中村	松本	M-11
図 面 名				地上4階平面図（撤去・更新）	縮尺	S=1:200	作 図	2025 年	8 月	日		



6SL平面図

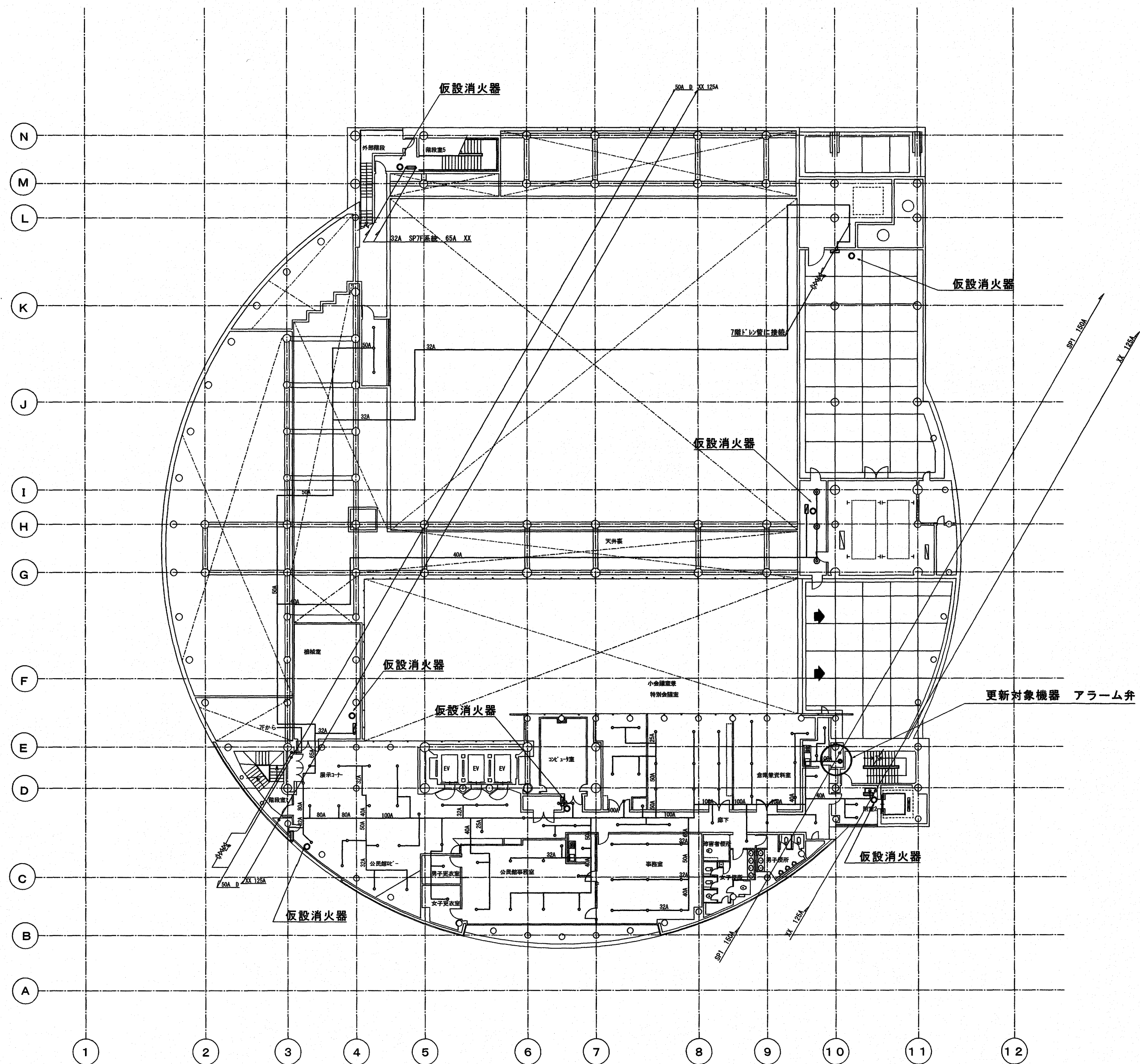
太線：アラーム弁の交換箇所に関する消火配管を示す
 仮設消火器：蓄圧式ABC粉末10型 7台

高知市 都市建設部 公共建築課		工 事 名		係	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号
		高知市文化プラザスプリンクラー設備アラーム弁更新工事		下元	戸田	中村	松本	M-12
		図 面 名	地上5階平面図(撤去・更新)	縮尺	S=1:200	作 図	2025 年 8 月 日	



太線：アラーム弁の交換箇所に関する消火配管を示す
仮設消火器：蓄圧式ABC粉末10型 9台

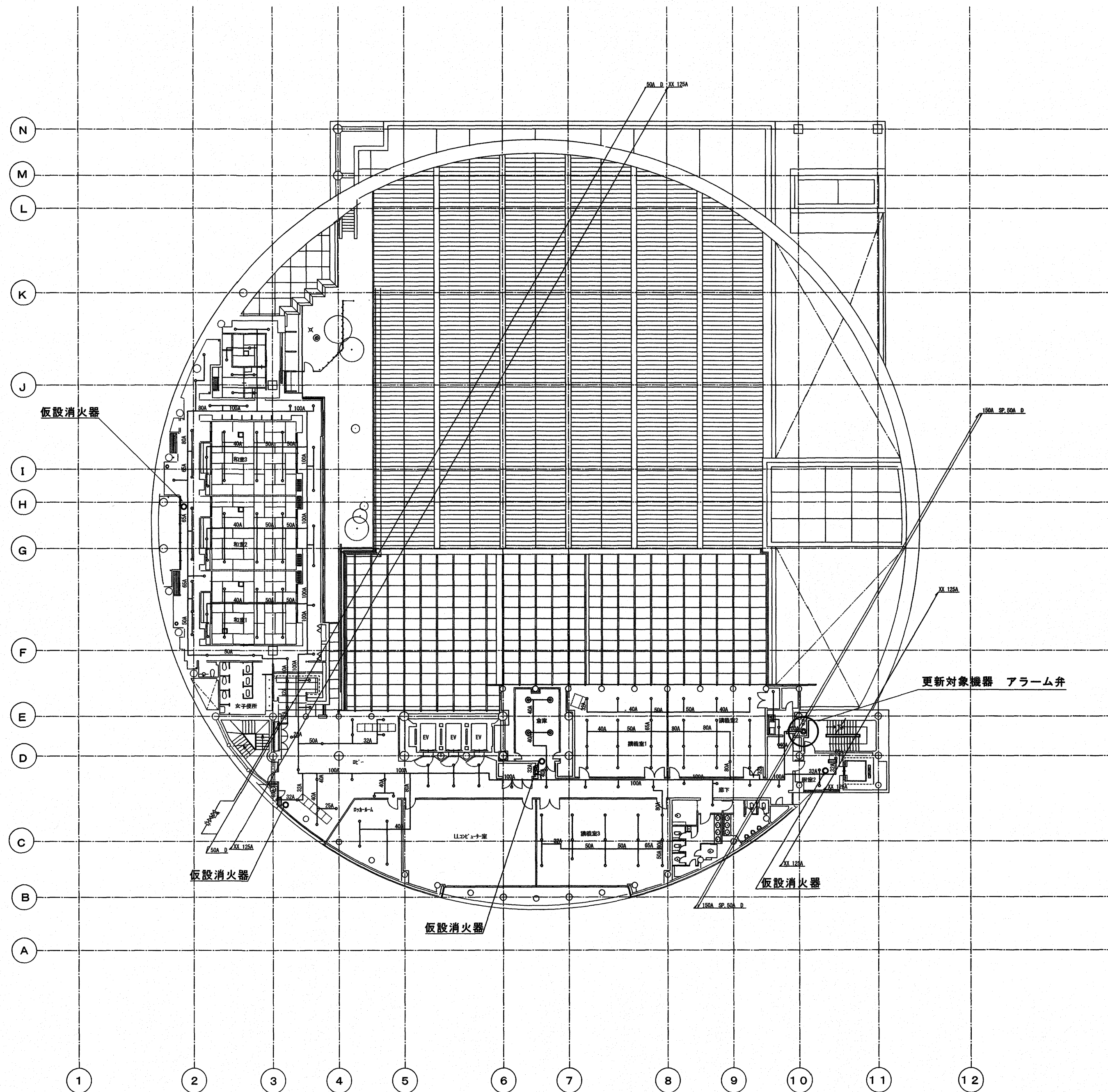
高知市 都市建設部 公共建築課		工 事 名			係	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号
		高知市文化プラザスプリンクラー設備アラーム弁更新工事			下元	戸田	中村	松本	M-14
		図 面 名	地上7階平面図（撤去・更新）	縮尺	S=1:200	作 図	2025 年	8 月	日



太線：アラーム弁の交換箇所に関する消火配管を示す
仮設消火器：蓄圧式ABC粉末10型 7台

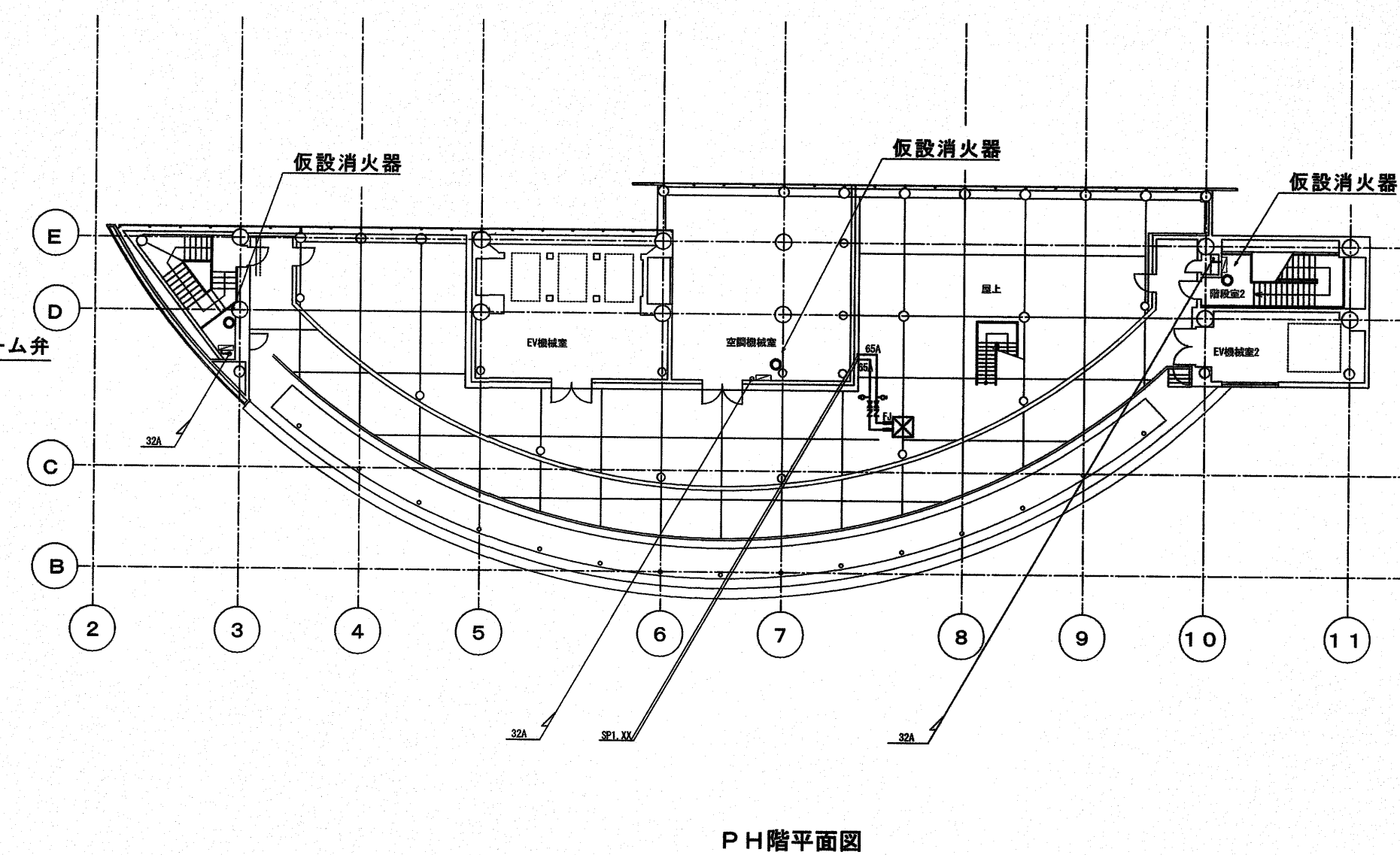
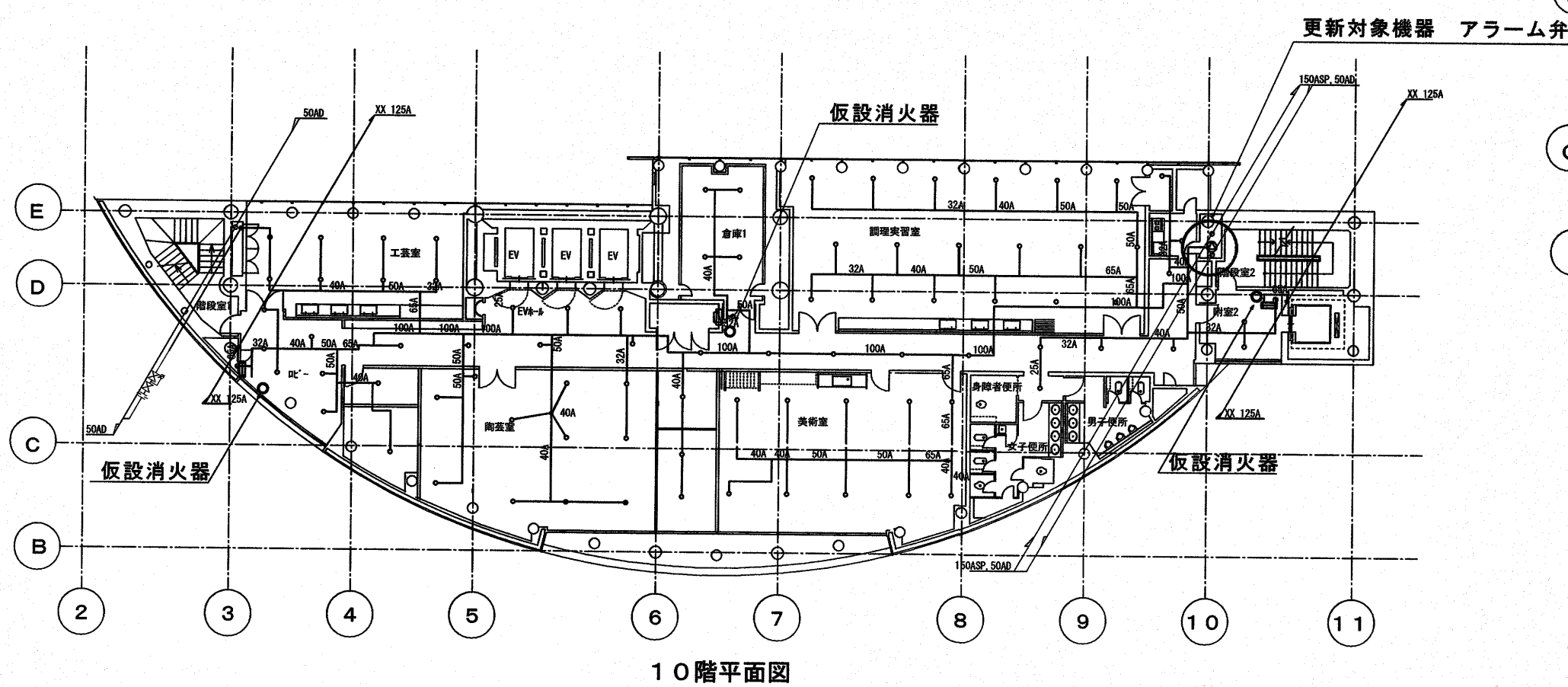
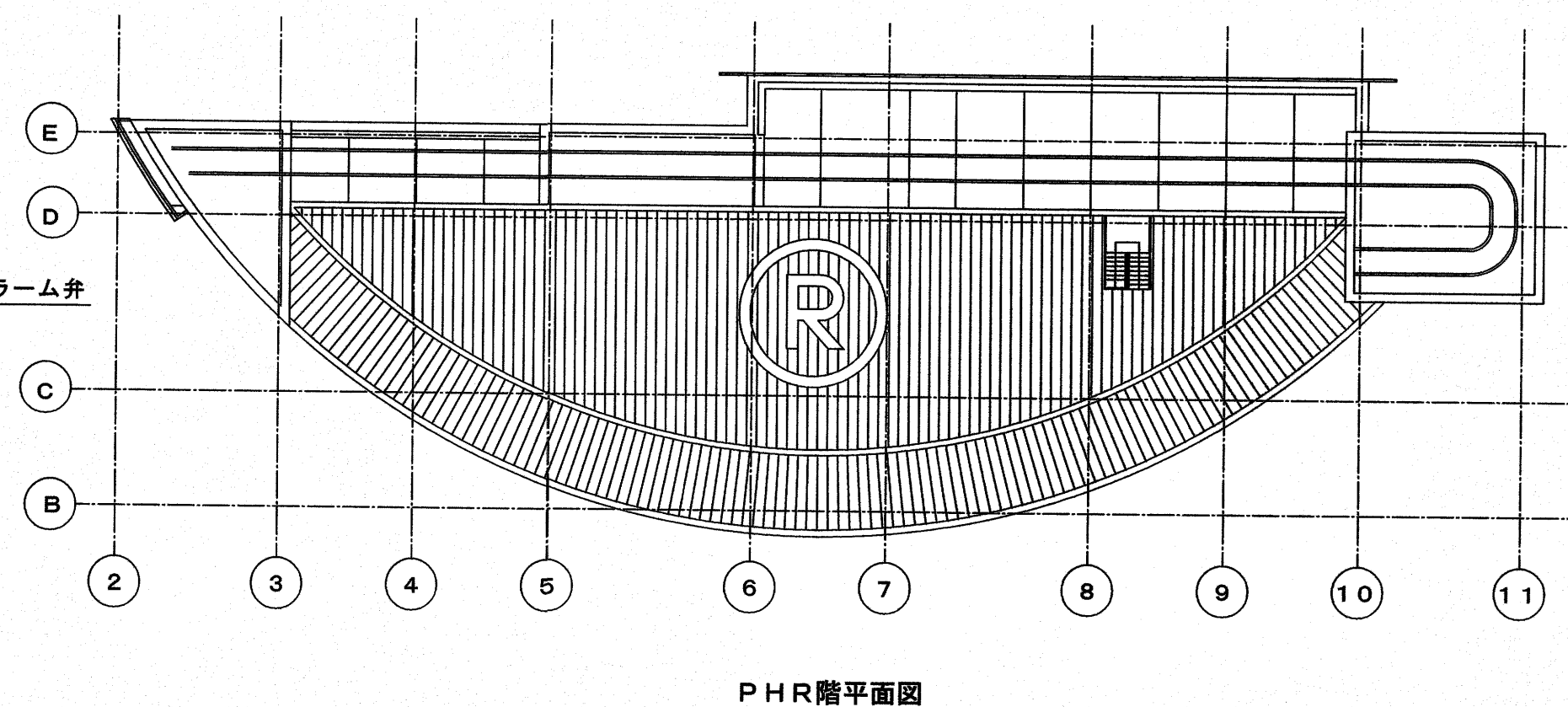
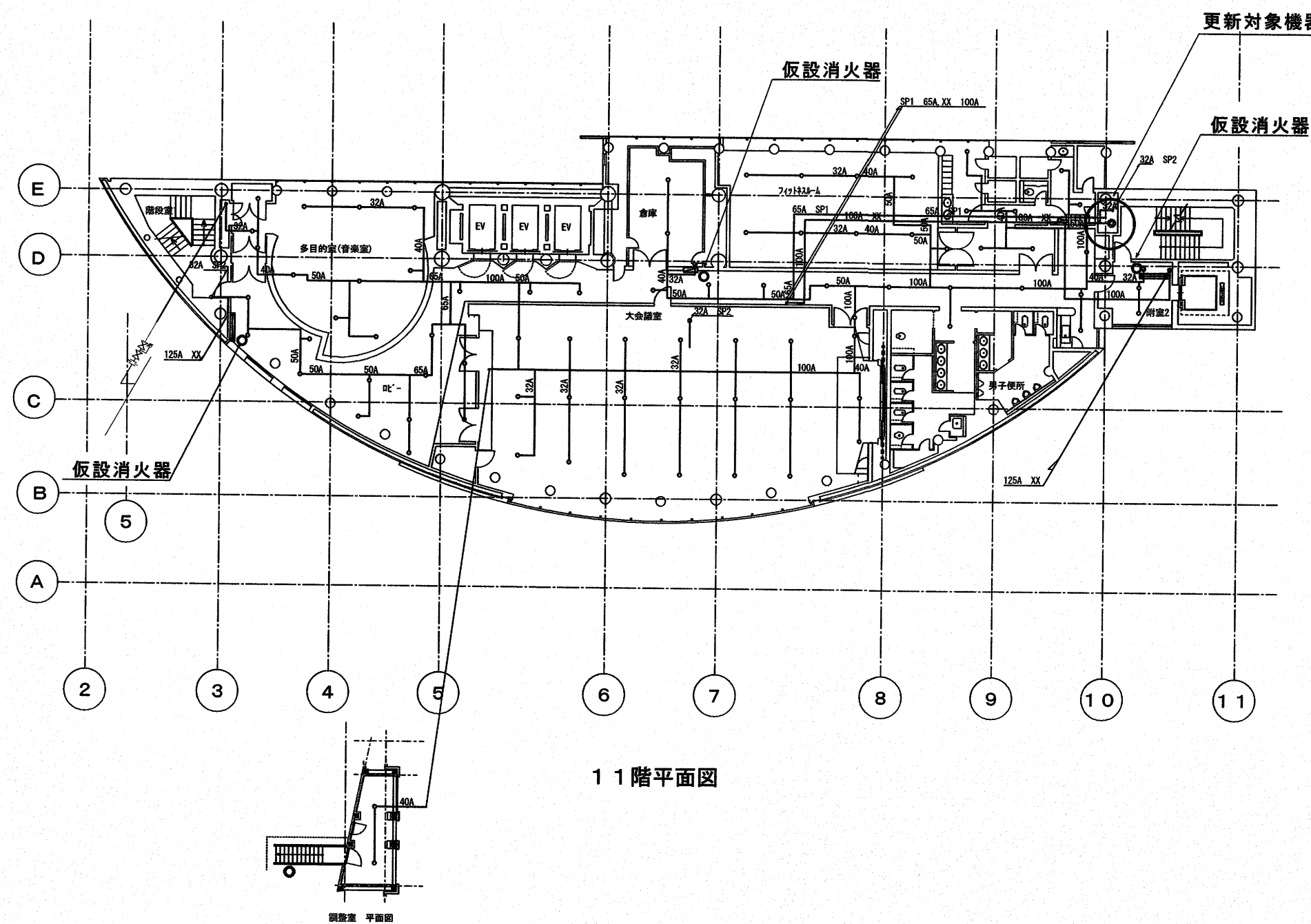
高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名				係	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号
高知市文化プラザスプリンクラー設備アラーム弁更新工事				下元	戸田	中村	松本	M-15
図 面 名	地上8階平面図（撤去・更新）	縮 尺	S=1:200	作 図	2025 年	8 月	日	



太線：アラーム弁の交換箇所に関する消火配管を示す
仮設消火器：蓄圧式ABC粉末10型 4台

高知市 都市建設部 公共建築課			工 事 名			係	係 長	課長補佐	課 長	図 面 番 号
			高知市文化プラザスプリンクラー設備アラーム弁更新工事			下元	戸田	中村	松本	M-16
			図 面 名	地上9階平面図（撤去・更新）	縮 尺	S=1:200	作 図	2025 年	8 月	日



太線：アラーム弁の交換箇所に関する消火配管を示す
仮設消火器：蓄圧式ABC粉末10型 9台

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名			係	係長	課長補佐	課長	図面番号
高知市文化プラザスプリングラー設備アラーム弁更新工事			下元	戸田	中村	松本	M-17
図面名	地上10階～屋上平面図(撤去・更新)	縮尺	S=1:200	作図	2025年	8月	日